

森林組合法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）	（本則関係）	1
二	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 （昭和五十四年法律第五十一号）	（附則第七条関係）	19

森林組合法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（事業の種類） 第九条 森林組合（以下この章において「組合」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。 一 三（略） 四 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業 五（略） 2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。 一 四（略） 五 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な<u>共同利用施設の設置</u> 六 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業 七（略） 八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業 八の二 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業 九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業 十（略） 十一 組合員の行う林業に関する<u>事業</u> 十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する<u>事業</u>	（事業の種類） 第九条 森林組合（以下この章において「組合」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。 一 三（略） 四 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する<u>施設</u> 五（略） 2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。 一 四（略） 五 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な<u>共同利用に関する施設</u> 六 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する<u>施設</u> 七（略） 八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する<u>施設</u> 九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する<u>施設</u> 十（略） 十一 組合員の行う林業に関する<u>施設</u> 十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する<u>施設</u>

十三 組合員の福利厚生に関する事業
十四 十六 (略)

3 7 (略)

8 組合は、第四項の規定によるほか、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員（以下この項において「組合員等」という。）以外の者が利用することができ、その事業の分量の額は、その事業年度において組合員等が利用するその事業の分量の額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

9 組合は、前項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の

十三 組合員の福利厚生に関する施設
十四 十六 (略)

3 7 (略)

8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者に林道以外の施設（第十項の規定によるものを除く。）を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員（以下この条において「組合員等」という。）以外の者が利用することができ、その事業の分量の額は、その事業年度において組合員等が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

9 第一項第二号及び第二項第六号に掲げる事業を行う組合であつて、当該組合における森林の施設に係る施設の利用の状況、当該組合の地区に係る流域内における森林所有者の組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、組合の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における組合員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員等以外の者に当該事業を利用させることができる。

一 第一項に掲げる事業

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行つもの（第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）。

10 組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度におい

遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。

一 第一項に掲げる事業

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行つもの（第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）。

（森林の経営）

第二十六条 出資組合は、組合員（次条第一項第五号の規定による組合員を除く。第三項において同じ。）の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行つものを除く。）及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、同項の事業を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該事業を行うことについ

て、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に同項に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。

（森林の経営）

第二十六条 出資組合は、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行つものを除く。）及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、同項の事業を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該出資組合は、当該書面

ての同意を当該電磁的方法により得た出資組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。	による同意を得たものとみなす。
3 (略) (組合員たる資格) 第二十七条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。	3 (略) (組合員たる資格) 第二十七条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。
一 三 (略) 四 前三号に掲げる者のほか、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の事業を利用することを相当とするもの 五 前各号に掲げる者のほか、組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でその組合の事業を利用することを相当とするもの	一 三 (略) 四 前三号に掲げる者のほか、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの
2 (略) (議決権及び選挙権) 第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、第二十七条第一項第三号から第五号までの規定による組合員(以下「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。	2 (略) (議決権及び選挙権) 第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、第二十七条第一項第三号又は第四号の規定による組合員(以下「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。
2 7 (略) (専用契約) 第三十四条 組合は、定款で定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員がその組合の事業の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。 2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を	2 7 (略) (専用契約) 第三十四条 組合は、定款で定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員がその組合の施設の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。 2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を

拒んだことを理由としてその組合員がその組合の事業を利用することを拒んではならない。

(法定脱退)

第三十七条 (略)

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員

二・三 (略)

3 (略)

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。次条において同じ。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(事業別損益を明らかにした書面の作成等)

第五十条の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか

、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、

拒んだことを理由としてその組合員がその組合の施設を利用することを拒んではならない。

(法定脱退)

第三十七条 (略)

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二・三 (略)

3 (略)

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。 2 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。	
第五十九条 (略)	第五十九条 (略)
2 (略) 3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。	2 (略) 3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。
4 (略)	4 (略)
(総会の議決事項) 第六十一条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。 一 四 (略) 五 七 (略) 2 定款の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 (略) 4 組合は、第二項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。	(総会の議決事項) 第六十一条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。 一 四 (略) 五 貸付金の利率の最高限度 六 八 (略) 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 (略)

(総代会)

第六十五条 (略)

2・4 (略)

5 総会に関する規定(次条第二項、第四項及び第五項の規定を除く。)は、総代会について準用する。この場合において、第三十一条第六項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

第六十五条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員(准組合員を除く。)に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の総代会の議決に関し、組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、当該総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

3 第五十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。

4 第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

5 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の決議は、その効力を失う。

(総代会)

第六十五条 (略)

2・4 (略)

5 総会に関する規定(第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項の規定を除く。)は、総代会について準用する。この場合において、第三十一条第六項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

第六十五条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、定款で定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く。)の投票に付さなければならない。

2 前項の規定による投票には、第三十一条第一項並びに第四十四条第四項本文、第五項及び第七項の規定を準用する。

(解散の事由) 第八十三条 (略) 2・3 (略)	(解散の事由) 第八十三条 (略) 2・3 (略) 4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、総代会において解散の決議があり、かつ、これにつき総組員(准組員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、前二項の規定を準用する。
4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組員(准組員を除く。)が十人未満になつたことにより解散する。 5 (略) 6 第九条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合にあつては、第一項及び第四項の事由によるほか、第十条第一項の承認の取消しによつて解散する。	5 組合は、第一項及び前項に掲げる事由によるほか、組員(准組員を除く。)が十人未満になつたことにより解散する。 6 (略) 7 第九条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合にあつては、第一項、第四項及び第五項の事由によるほか、第十条第一項の承認の取消しによつて解散する。
(合併の手續) 第八十四条 組合が合併しようとするときは、各組合につき、その總會において合併を議決しなければならない。	(合併の手續) 第八十四条 組合が合併しようとするときは、各組合につき、その總會において合併を議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組員(准組員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならない。
2・4 (略) (清算人) 第八十九条 (略) 2 組合が第八十三条第六項の規定により解散したときは、前項の規定及び第九十二条において準用する商法第四百十七条第二項の	2・4 (略) (清算人) 第八十九条 (略) 2 組合が第八十三条第七項の規定により解散したときは、前項の規定及び第九十二条において準用する商法第四百十七条第二項の

規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

（解散及び清算についての商法等の準用）

第九十二条 商法第十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百十一条、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで並びに第三百三十八條ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十條まで、第五十一条、第五十七條、第五十九條第二項から第四項まで及び第六十條並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一條、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十七條第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項」と、第五十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七條第四項中「前三

規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

（解散及び清算についての商法等の準用）

第九十二条 商法第十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百十一条、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七條第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七條ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで並びに第三百三十八條ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十條まで、第五十一条、第五十九條第二項から第四項まで及び第六十條並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一條、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十七條第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項」と、第五十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とある

項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第百条 （略）

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二、第六十一条（第一項第四号を除く。）、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十四条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条及び第二百五十二条の規定は組合の管理について、第四十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、第四十七条第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条第二項中「總會及び理事会」とあるのは「總會」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理

のは「第一項及前項」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第百条 （略）

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第四十九条から第五十二条まで、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二、第六十一条（第一項第四号及び第五号を除く。）、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十四条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条及び第二百五十二条の規定は組合の管理について、第四十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、第四十七条第四項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条及び商法第二百七十八條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条第二項中「總會及び理事会」とあるのは「總會」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過

事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中、「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一条第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」と、第六十七条第三項中「商法第三百八十条」とあるのは「商法第三百八十条（監査役に関する部分を除く。）」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第一百条第二項において準用する第六十八条第一項から第三項まで及び第七十条」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人」と、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の第二第三項」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第百条第二項に於て準用する同法第六十条の第二第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百四十七条第一項中「取締役又八監査役」とあるのは「又八理事」と、同法第二百四十九条第一項（同法第二百五十二条において準用する場合を含む。）中「取締役又八監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第八十三条（第六項を除く。）、第八十四条から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第三百一十一条及び第四百二十七条第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ

半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一条第一項第七号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第八号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十七条第三項中「商法第三百八十条」とあるのは「商法第三百八十条（監査役に関する部分を除く。）」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第一百条第二項において準用する第六十八条第一項から第三項まで及び第七十条」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人」と、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の第二第三項」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第百条第二項に於て準用する同法第六十条の第二第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百四十七条第一項中「取締役又八監査役」とあるのは「又八理事」と、同法第二百四十九条第一項（同法第二百五十二条において準用する場合を含む。）中「取締役又八監査役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第八十三条（第四項及び第七項を除く。）、第八十四条から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第三百一十一条及び第四百二十七条第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百

二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三條第四項中「十人」とあるのは「五人」と、民法第七十五條中「前條」とあるのは「森林組合法第百條第四項において準用する同法第八十九條第一項」と読み替えるものとする。

(事業の種類)

第百一條 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一・一の二 (略)

二 病虫害の防除その他所属員の森林の保護に関する事業

三・六 (略)

七 所属員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他所属員の行う事業に必要な共同利用施設の設置

八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業

九 (略)

十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業

十一 所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工(食用きのこその他の林産物の生産を含む。)に関する事業

三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三條第五項中「十人」とあるのは「五人」と、第八十四條第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」とあるのは「議決しなければならぬ」と、民法第七十五條中「前條」とあるのは「森林組合法第百條第四項において準用する同法第八十九條第一項」と読み替えるものとする。

(事業の種類)

第百一條 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一・一の二 (略)

二 病虫害の防除その他所属員の森林の保護に関する施設

三・六 (略)

七 所属員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他所属員の行う事業に必要な共同利用に関する施設

八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

九 (略)

十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

十一 所属員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工(食用きのこその他の林産物の生産を含む。)に関する施設

8 連合会は、前項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を利用させることができる。	一 第一項第一号から第二号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業 二 第一項第五号及び第十二号に掲げる事業であつて、同項第一号の二に掲げる事業と併せ行つもの（同項第五号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。） 9 連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を利用させることができる。
（総会の議決事項） 第七十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。 一 第六十一条第一項第一号、第二号（信託規程及び共同施業規程に係る部分を除く。）及び第三号から第六号までに掲げる事項 二・三 （略）	（総会の議決事項） 第七十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。 一 第六十一条第一項第一号、第二号（信託規程及び共同施業規程に係る部分を除く。）及び第三号から第七号までに掲げる事項 二・三 （略）
（連合会の権利義務の包括承継） 第八十八条の三 （略） 2 第六十三条、第六十五条の二、第八十四条及び第八十六条並びに商法第三百八十条の規定は、前項の規定による権利義務の承継について準用する。 3・4 （略）	（連合会の権利義務の包括承継） 第八十八条の三 （略） 2 前項の規定による権利義務の承継については、第六十三条、第八十四条及び第八十六条並びに商法第三百八十条の規定を準用する。 3・4 （略）
（準用規定） 第九十九条 （略）	（準用規定） 第九十九条 （略）

2 (略)

3 第四十二条、第四十三条、第四十四条(第三項ただし書、第七項及び第九項を除く。)、第四十五条から第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで、第六十一条第二項から第四項まで、第六十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十三条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第四十四条第五項中「一人」とあるのは「一人(第四百四条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える森林組合連合会にあつては、選挙権一個)」と、第六十八条第四項中「第九条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業」とあるのは「第一百一条第一項第一号又は第十六号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(業務又は財産状況の報告の徴収)
第一百十条 (略)

2 行政庁は、組合(生産森林組合を除く。)が法令等を守つていくかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その組合の子会社その他のその組合と政令で定める特殊の関係のある者(以下「子会社等」という。)に対し、その組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項に規定する「子会社」とは、組合(生産森林組合を除く。)(がその総株主等の議決権(総株主又は総社員の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。))の百分の五十を超える

2 (略)

3 第四十二条、第四十三条、第四十四条(第三項ただし書、第七項及び第九項を除く。)、第四十五条から第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条から第六十四条まで並びに第六十六条から第七十三条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第四十四条第五項中「一人」とあるのは「一人(第四百四条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える森林組合連合会にあつては、選挙権一個)」と、第六十八条第四項中「第九条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業」とあるのは「第一百一条第一項第一号又は第十六号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(業務又は財産状況の報告の徴収)
第一百十条 (略)

議決権を有する会社をいう。この場合において、その組合及びその一若しくは二以上の子会社又はその組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、その組合の子会社とみなす。

4 組合（生産森林組合を除く。）の子会社等は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（業務又は会計状況の検査）

第百十一条（略）

2、4（略）

5 行政庁は、前各項の規定により組合（生産森林組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前条第四項の規定は、前項の規定による子会社等の検査について準用する。

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第百十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第百十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 組合又は組合（生産森林組合を除く。）の子会社等（以下この

（業務又は会計状況の検査）

第百十一条（略）

2、4（略）

第百二十一条 第十五条第五項（第百九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百十条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十五条第五項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、その組合

項において「組合等」という。）の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、その組合等の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合等に対して同項の罰金刑を科する。

第二百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一八の二（略）

九 第四十九条第一項若しくは第二項若しくは第五十条第一項（これらの規定を第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十九条第四項若しくは第五十条第三項（これらの規定を第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第五十一条（第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一十二の二（略）

十二の三 第五十八条（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第五十九条第二項若しくは第六十条（これらの規定を第五十二条第四項（第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第六十五条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第一百八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第一百条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第二百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一八の二（略）

九 第四十九条第一項若しくは第二項若しくは第五十条第一項（これらの規定を第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十九条第四項若しくは第五十条第三項（これらの規定を第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第五十一条（第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一十二の二（略）

十二の三 第五十八条（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第五十九条第二項若しくは第六十条（これらの規定を第五十二条第四項（第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

十三 第六十一条第四項（第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項（第百条第四項において準用する場合を含む。）又は第百八条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三の二 第六十五条の二第一項（第百八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

十四（略）

十五 第六十八条（第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条（同項において準用する場合を含む。）又は第九十九条の規定に違反したとき。

十六（略）

十七、二十二（略）

2 第五十七条（第九十二条及び第百条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

3 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

十三（略）

十四 第六十八条（第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条（第百九条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十九条の規定に違反したとき。

十五（略）

十六 第八十三条第六項（第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）又は第百八条の二第五項の規定に違反したとき。

十七、二十二（略）

2 第五十七条（第百条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六条の規定に違反した者は、これを二十万円以下の過料に処する。

3 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを二十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（森林組合の事業の利用の特例） 第十一条 前条のあつせんに係る第三条第一項の認定を受けた者が森林組合である場合には、当該森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）<u>第九条第八項ただし書の規定にかかわらず</u>、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、前条のあつせんを受けた森林所有者に、同法第九条第一項第二号に掲げる事業を利用させることができる。	（森林組合の事業の利用の特例） 第十一条 前条のあつせんに係る第三条第一項の認定を受けた者が森林組合である場合には、当該森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）<u>第九条第八項ただし書及び第九項の規定にかかわらず</u>、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、前条のあつせんを受けた森林所有者に、同法第九条第一項第二号に掲げる事業を利用させることができる。